

第2回山口県公文書管理条例検討会概要

- 1 開催日時 令和4年1月11日（火） 10:00～11:45
- 2 開催方法 オンライン開催（事務局：山口県庁1階 視聴覚室）
- 3 出席者 伊藤委員、沖本委員、尾崎委員、勢一委員、高橋委員（全員出席）
事務局7人

4 議 題

山口県公文書等の管理に関する条例（仮称）の骨子案について

- ・ 事務局が資料に基づき説明

5 委員からの主な意見

（1）骨子案について

○ 第2章の「7 管理状況の報告」について

公文書の管理においては、各所属での運用の実情を確認することが重要であり、公文書管理法と同様に資料の提出や実地調査ができる規定が必要ではないか。

（2）論点について

○ 論点2①（特定歴史公文書の範囲）について

- ・ 重要文化財に指定されている行政文書については、これまでの閲覧実績も大きく、利用方法が変わることによる利用者の混乱も大きい。重要文化財は非常に貴重な資料なので、閲覧の運用は今までどおりの方法がよいと思う。
- ・ これまでと異なる利用方法になることでの混乱と手続が煩雑になることでの混乱は別に考える必要がある。
- ・ 戦前・戦後での区分が議論されているが、時代で区切るのではなく、現代的な公文書管理の在り方が問われているという観点での整理が必用であり、文化財等価値の高い文書の取扱いについて、運用面で現状に応じた工夫をすることを考えればよいのではないか。

○ 論点2②（特定歴史公文書の所管）について

所蔵資料によって所管が違ふ、資料の年代によって所管が違ふとなると利用者にとって分かりにくいのではないか。所管は一元化すべきではないか。

○ 論点3（文書の作成対象となる事項）について

どういった事項について文書を作成することになるのか、次回、具体的な例を示してほしい。

○ 論点4（移管、廃棄）について

- ・ 国では文書作成時に国立公文書館の助言を受けながらレコードスケジュールを設定しているので、山口県でも文書館に助言を求める仕組みを設けることを検討

してはどうか。

- ・ 文書館の知見を活用しないことはもったいないので、移管、廃棄手続に文書館の専門的知見を活用できるようにしてはどうか。

○ 論点7（公文書管理委員会への諮問）について

国では利用請求に対する処分に係る審査請求について、公文書管理委員会に分科会（委員3人）を設置して審査しているので、山口県でも分科会の設置を検討してはどうか。

（3）質疑応答

文書館のこれまでの業務に加え、条例化により業務が増えそうであるが、体制として大丈夫なのか。

→ 文書館の業務が増えることは想定している。人員を増やしていかなければならないと考えており、教育委員会と検討していきたい。

6 次回開催日程

令和4年4月11日（月） 10：00～12：00 ※オンライン開催